

小学校保護者 様

亀山市教育委員会

学校給食費の公費負担について

コロナ禍やウクライナ危機に伴う物価高騰対策として、令和5年9月分から令和6年3月分までの学校給食に使用する材料費の高騰分を、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により、公費負担といたします。

記

○学校給食費（令和5年9月分～令和6年3月分）

（ア）月額徴収の場合

- ・保護者負担額 月額 4,400 円（変更なし）
- ・材料費 月額 4,800 円（うち高騰分 400 円を公費負担）

（イ）日額徴収の場合

- ・保護者負担額 日額 270 円（変更なし）
- ・材料費 日額 290 円（うち高騰分 20 円を公費負担）

担当：教育総務課保健給食グループ
TEL(0595)84-5073